

◎新潟県公安委員会告示第32号

交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、新潟県交通安全活動推進センターである財団法人新潟県交通安全協会から次のとおり名称及び代表者の氏名並びに事務所の名称を変更する旨の届出があった。

平成25年5月17日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

1 変更の内容

(1) 名称

新名称 公益財団法人新潟県交通安全協会

旧名称 財団法人新潟県交通安全協会

(2) 代表者の氏名

新代表者 大竹 和夫

旧代表者 高澤 英介

(3) 事務所の名称

新名称 公益財団法人新潟県交通安全協会

新潟県交通安全活動推進センター

旧名称 財団法人新潟県交通安全協会

新潟県交通安全活動推進センター

2 変更年月日

平成25年4月1日